

国際私法学会会費規則

2017年6月3日理事会決定

第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第8条第2項に基づき、国際私法学会の会費等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条:会費の額

本会の会費は、総会において別段の決定がない限り、次の各号に掲げる種別の会員につき、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 通常会員:年 5,000 円
- (2) 維持会員:年 10,000 円

第3条:会費の納入期限

会員は、毎年度の会費を12月31日までに納入しなければならない。

第4条:会費納入の方法

1. 会員は、原則として、事務局が送付する郵便振替用紙を用いて会費を納入するものとする。ただし、本会への入会に際しての初年度の会費の納入については、別に定める国際私法学会入会手続規則の定めるところに従う。
2. 会員は、特別の事情がある場合には、指定された銀行口座への振込みにより、又はその他の理事長が認める方法により、会費を納入することができる。振込先の銀行口座の情報、その他の方法は本会のホームページその他適切な方法により会員に告知するものとする。
3. 前項の規定により、銀行口座への振込みを選択する会員は、その振込手数料を自己負担し、その他の理事長が認める方法を選択する会員は、理事長が個別に定める額を会費に加えて納入するものとする。

第5条:会費徴収方法の改善努力

理事長は常に次に定める目的を達成するため最善の方法を検討しなければならない。

- (1) 会員が会費の支払いのために過大な負担を負うことがないようにすること
- (2) 会費を適時に漏れなく徴収すること
- (3) 会費徴収のための人的・経済的負担をできる限り少なくすること

附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。
2. 第4条第2項に定めるその他の理事長が認める方法は、当分の間、PayPalを用いる方法とする。